

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年12月9日（月）①

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議案審査結果報告について	3
陳情審査結果報告について	3
本会議の日程について	4
議員用パソコンの入替について	4
議会における個人情報の保護について	5
申し送り事項について	8

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和6年12月9日（月）				午前9時29分～午前9時54分			
場 所	第3・4委員会室							
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき		
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳		
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら		
	理 事	松 本	みつひろ					
欠 席 理 事	（なし）							
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一		
出席理事者	（なし）							
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘		
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長	武 士	清 亮		
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江		

(午前 9時29分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、11月19日の1回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

脇坂理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和6年第4回定例会委員会付託議案審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第78号、議案第80号から第87号、議案第94号から第96号、議案第99号、以上13議案につきましては原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第79号、第88号、以上2議案については原案を可決すべきものと決定。議員提出議案第3号については原案を否決すべきものと決定。

文教委員会、議案第89号から第92号、議案第97号、第98号、以上6議案については原案を可決すべきものと決定。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《陳情審査結果報告について》

脇坂理事 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和6年第4回定例会委員会付託陳情審査結果でございます。

都市環境委員会、6陳情第28号、6陳情第29号、6陳情第34号、以上の陳情については不採択とすべきものと決定。

文教委員会、6陳情第24号、6陳情第35号、以上の陳情については不採択とすべきものと決定。なお、文教委員会で議題となった6請願第4号「自閉症・情緒障害特別支援

学級」の設置を求める請願については、継続審査とされています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本会議において陳情審査結果報告書を御確認願います。

《本会議の日程について》

脇坂理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 この後、午後１時から本会議を開会。会議録署名議員は１６番宇田川ゆうじ議員、３３番山田耕平議員。日程は、各委員会の議案審査結果報告、採決。各委員会の陳情審査結果報告、採決。閉会中の継続審査、継続調査。発言通告が出されております。ほらぐちともこ議員、議案第94号、第95号、第96号について反対討論。井口えみ議員、議案第94号について反対討論。田中ゆうたろう議員、議案第94号について反対討論。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《議員用パソコンの入替について》

脇坂理事 次に、議員用パソコンの入替について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。10月16日の議運理事会において、令和７年度に要求する予算の新規項目として、議員用パソコンの入替えについて御報告をさせていただきました。その後、業者との調整を進める中で、新機種の手配や各種設定など、入替えに関わる作業期間の観点等から、入替え時期を当初想定していた４月から７月頃に変更する方向で調整を進めることとしたため、御報告をさせていただきます。なおこの件は12月6日金曜のICT活用推進検討委員会でも報告をしています。具体的なスケジュールや入替えに必要な手続等については、令和７年度予算が認められ、スケジュールが確定したら全議員に周知させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 この件につきましては、よろしくお願いいたします。

《議会にける個人情報の保護について》

脇坂理事 次に、議会における個人情報の保護について、まず、議長から説明をお願いします。

井口（か）議長 前期の議会からの申し送り事項に、個人情報保護法改正に伴う対応についての項目がございますが、この間、区議会の個人情報保護に関する例規類の整備について検討を進めた上で、他の自治体の状況も踏まえて、内規ではなくて条例により義務化することが必要だとの考えに至りました。事務局長に対して具体的な条文やスケジュール等の整理をお願いしておりました。このたび条例の案文やスケジュール案がまとまりましたので、ここに御提案するものでございます。

詳細については事務局長から説明をお願いいたします。

なお、申し送り事項の全体の状況については、この後の議事7の中で改めて御説明をしたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

事務局長 ただいまの御説明のとおり、議長から指示を受け、この間、議会法務担当係長を中心に事務局内で研究、調査をさせてまいりましたが、このたびその内容を取りまとめ、議長の御承認を得ましたので、ここに条例制定の御提案をさせていただくものでございます。

最初に、資料3－1を御覧ください。1の条例の概要でございますが、まず、この条例は、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするものでございます。この条例の対象とする個人情報は、区議会事務局の職員が職務上作成または取得する個人情報とし、具体的には傍聴人や請願者、陳情者の住所、氏名、議員の経歴、事務局職員の人事情報等を想定しております。なお、議員個人が取得する情報は対象といたしません。

次に、2の制定の経緯ですが、御存じのように、令和5年4月、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定され、区では杉並区個人情報の保護に関する条例が制定されております。しかし、議会については当該共通ルールの適用外とされ、国の報告では、議会は条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるとされたものでございます。

こうしたことから、この間、条例による規定整備か、内規によるものかなどを検討してまいりましたが、他団体での整備状況が、ここに記載のとおり令和5年11月現在、全国815区市中、その99%に当たる809区市が条例による整備を行っていることから、当区議会としても、条例の制定が適当と考え、御提案するものでございます。

次に、3の条例案の作成ですが、皆様にお示しする条例案は、個人情報保護法を基に全国市議会議長会が作成した条例（例）をひな形とし、区の執行機関との個人情報の取扱いに差異が生じないよう、杉並区個人情報の保護に関する条例の規定を参考としております。

次に、その下の条例の骨子ですが、先ほどの全国市議会議長会による条例（例）に従い、大きく6本の柱で構成されており、詳細は資料3－3の条例案を後ほど御確認いただきたいと思います。

また、区条例との整合性を図る観点から、ひな形である全国市議会議長会の条例（例）と異なる規定をした箇所が10項目ばかりありますが、それは資料3－4でお示しておりますので、こちらのほうも後ほど併せて御確認いただければと存じます。

最後に、4のスケジュール等ですが、本日御提案する方針案について各会派に持ち帰っていただき、意見集約の後、来年3月に開く理事会、議運で御判断、御了承を得たいと考えているものでございます。了承が得られた後は、議員提出議案として令和7年第4回定例会への条例案の上程、議決を目指し、令和8年4月1日の条例施行を考えているところでございます。

スケジュールについて少し細かく御説明したいので、資料3－2を御覧ください。上段の枠内ですが、繰り返しになりますが、本日の理事会に御提案させていただき、各会派での意見集約をお願いし、3月中旬の理事会及び議運で、条例を制定するか否かの方針を決定していただくスケジュールを示しております。なお、可能な範囲で1月下旬の理事会で状況確認をさせていただくことを予定しているものでございます。その上で、3月中旬の理事会、議運で条例を制定するという方針が了承された場合は、下段の枠内のスケジュールの下、議員提出議案として、令和7年第4回定例会への条例案の上程、議決を目指し、非交渉会派の意見募集、検察庁への罰則規定の協議、パブコメなどの手続を行っていくものでございます。施行は令和8年4月1日を目指すものでございます。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいま説明のとおり、議会における個人情報の保護に関する条例の制定について提案がございました。条例を制定するかどうかについては、一度お持ち帰りいただ

き、来年3月の理事会で結論を得るスケジュールとなっていますが、1定の1週間前の理事会でも途中経過の確認をしたいと思います。

現時点で質問等はございますでしょうか。

安斉理事 すみません、これを見せていただいて今ちょっと感じたんですけども、内容自身が個人情報の保護ということでよく分かるんですけども、ただ、この条文に記されている話がいろいろありますよね。これを、だからどういうふうに解釈するかというのが、我々法律の専門家ではございませんので、会派内でもむととっても限界があるんですよ、正直な話。これはちょっと御要望というかお願いになるんですが、条文って難しいじゃないですか、書いてある話が。かみ砕いて説明とか、そういう話がないと、会派内に持ち帰ったとしても、条例を制定することはいいですよとなっても、それについてどこの部分が修正する必要があるとか、ここはもっと強化しろとかそういう話が、ちょっと私が今お話を聞いていると想像しづらいんですよ。ですから、何か会派ごとにやるというのは大変なのかもしれないんですが、一堂に会して、議員を少数会派も呼んでいただいて、細かく説明をしていただくような機会があったほうが、この条例の理解が皆さんより深まるのと同時に、せっかく制定するのであれば、そういうことをきちんと皆さん理解した中でやったほうがいいと思いますので、ちょっとその辺、この中には書かれていないんですけども、少し御検討いただけないかなと思うんですけども、どうなんですかね、これは。

事務局長 当然そういう御要望があれば、私どもとすると3月までの間に適切なタイミングを見計らってそういう場はつくっていききたいと思います。

安斉理事 今そういう局長からのお話だったので、これは事務方がそう言っている話なので、これは議長が主導してやる話なのかな、この話というのは。今は局長がそう言っている話なので、これは局長が提案する話じゃないと思うんで、理事会の委員長なのか、それとも議長なのか、どちらか分かりませんが、できればちょっとそういう形でやっていただけるとありがたい。特に新人の議員の方も多いので、元々の経過を含めてよく分かっていない。私も正直この話、どこまでがどうだというのを理解しない部分もあるので、何かちょっと一堂に会して、この条例の制定の必要性とか条文の解説も含めて、ぜひこれをやっていただきたいと思います。御検討いただけないでしょうか。

井口（か）議長 御提案ありがとうございます。事務局とよく御相談申し上げて、また後日お伝えしたいと思います。ありがとうございます。

脇坂理事 ほかに何かございますか。——それでは、検討のほど、よろしく願いいたします。

《申し送り事項について》

脇坂理事 次に、申し送り事項についてですが、このことについて、まず議長のお考えを説明いただきたいと思います。

井口（か）議長 以前から、たしか4年ごとに議会の課題について申し送り事項として、改選後に議長宛に送付がありまして、今思うと今井議長から今日まで来ているのじゃないかと思いますが、かなり長い間ですが、その後、取扱いについては特に定まったものはございませんでした。前回の理事会で安斉理事から御提案もございましたので、このたび理事会の議題としてお願いをしたいと思います。既に担当の検討会などで取り組まれているものはございますが、事務局に各課題の状況と今後の取組の案について、資料として一定の整理をしていただきました。

さらに、項目1の個人情報保護法改正に伴う対応については御説明したとおりですが、各項目については事務局から説明をしてもらいたいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

事務局長 資料4を御覧ください。ただいま議長から御説明がありましたが、この表は申し送り事項の各項目について整理したものでございます。左の列が申し送り事項、真ん中にこれまでの状況、右の列に今後の取組案を記載しております。各項目について簡潔に御説明させていただきます。

最初に、1の個人情報保護法の改正に伴う対応につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。こうしたことから、申し送り事項としては終了と位置づけさせていただきたいと考えております。

次に、2の政務活動費につきましては、既に政務活動費調査検討委員会において検討を進めており、令和7年1月開催予定の委員会にて一定の結論が出る見込みとなっております。課題となっていた按分の上限につきましても、現行どおりとすることで監査委員の理解が得られたところでございます。こうしたことから、申し送り事項としては終了と位置づけさせていただきたいと考えております。

次に、3の議員定数の見直しにつきましては、議会にとって極めて重要な事項でございますが、議会基本条例の議員定数に関する条文や解説文に係る検討経過、定数条例改正の本会議での討議では多様な意見が出され、一致は見られていないところでございます。各会派の基本的な考え方に関わることでありますから、検討の場も含めて理事会で御協議いただきたいと思いますと考えております。

次に、4の会議記録につきましては、会議時間の増加等により校正作業にかかる時間

が増えている中、事務局では引き続き早期公開に努めているところでございます。暫定版の公開なども含め、検討させていただきたいと考えております。

次に、資料裏面の５のＩＣＴの活用及び推進につきましては、例年ＩＣＴ活用推進検討委員会で実施しております模擬委員会のほか、ＤＸ・議会改革に関する特別委員会や理事会、議運などをオンラインで開催し、進行や設営における課題等を確認してきたところでございます。また、速やかにオンライン会議等が開催できる機材の整備につきましては、先日御報告したとおり令和７年度の予算要求を行っているところでございます。今後の展開や技術の進歩なども見据え、引き続きＩＣＴ活用推進検討委員会で課題を検討していくことが適当と考えているものでございます。

最後に、６の議会基本条例の検証につきましては、４つの項目を総括した形での記載となっており、各項目につきましては、その下段に記載のとおり、改選後の代表者会議で補足説明を行っており、その項目に従い今回整理いたしました。

１点目の願意が満たされた請願、陳情の取り扱いにつきましては、今期中に理事会で御協議いただきたいと考えております。

２点目の陳情の付託除外基準の議論につきましては、８月８日の理事会で、請願、陳情の文書表作成に当たっての個人情報の取扱いについて御検討いただいた際、現行の会議規則では、委員会付託を除外することは困難であることを前提に御協議をいただいたところでございます。付託除外基準を設ける場合、会議規則の改定により議長に付託の裁量権を設ける必要があることを皆さんで共有したところでございますので、申し送り事項としては終了と位置づけさせていただきたいと考えております。

３点目の請願、陳情が各委員会で審査されるようルール化の検討を行うことにつきましては、改選後、審査率が上がっており、引き続き各委員長のリーダーシップにより審査に努めていただくようお願いすることとして、申し送り事項としては終了と位置づけさせていただきたいと考えております。

最後の４点目、本会議場での質疑時間や年間持ち時間の制限導入の検討につきましては、議会運営に関するところでございますので、今期中に理事会で御協議いただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

安斉理事 これを今見ると、事務局のほうで、議長の指示に基づいてなんですかね、まとめていただいて、おおむね終了されたと取れるものもあるんですけども、それ以外のものが半分ぐらいなのかな、まだ終わっていないということでございます。これは前期

から引き続き課題として、メンバー構成は変わっていますが、前期からの申し送り事項ということになっていますので、残り2年強ですかね。4月が来ちゃうとあと2年ということになるのかもしれないんですが、時間の許す限り、私からすると2年もあるので積み残しがなく、次に先送りすることがないように、一旦この議会のメンバーで一定の結論づけはしていったほうがいいのかというふうに思います。それができないのであれば、もう申し送り事項ということ自身の必要性がないわけで、これは多分時間をかけてまとめたというふうに思いますので、そういうことができないのであれば、申し送り事項については今後やる必要がないというふうに思いますので、残った分をきちんとやって、次もそういうがあるのであれば申し送り事項として、やっぱり前向きに議会としてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

それと、区民の方からすると、やっぱりこういうのはどうなっているんだというところの話があって、申し送り事項というのを各会派なり議員が持ち寄って次回解決しようということですので、その辺の趣旨を踏まえて対応が必要ではないかなというふうに思います。

以上でございます。

井口（か）議長 前向きに考えていきたいと思います。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

山田理事 申し送り事項について、私も長く理事をやっているんですけども、こういった形でなかなか手がつけられないものも多かったと思うんですけども、まとまってきたというのはいいことなのかなと思うので。ただ、結論としては、やはり理事会で話し合う必要があるものばかりだと思うんですね。議長が今回申し送り事項として整理されているものなんですけれども、やはり我々がしっかりと話し合っ、いろんなことについては検討していきたいというふうに考えていますので、基本的には安斉理事が言われていることに納得しながら、これからも話し合いを続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

安斉理事 今、山田理事のほうから前向きにという話だったので付け加えてあれなんですけれども、できればスケジューリングを立てていただいて、1回は今期の2年の中で議論はしようよという話をしてくれないと前に進まないんで、御意見承りましたと議長は言われたんですけども、必ず触れると、残り2年ですからね。各会派のいろんな考え方があってのは私も分かっていますので。ただ、議論はしないとやっぱりいけないと思

ますので、そこだけ議長を先頭にスケジュールをつくっていただいて、議論はやっぱりそのカテゴリーごとにやっていただくと。いろんな会派の考え方があると思いますので、それはやっぱり出していただいていくことが私は重要なのかなと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

井口（か）議長 貴重な御意見ありがとうございました。事務局ともよく相談しながら前向きに検討していきたいと思いますので、ありがとうございました。

脇坂理事 ほかに何かございますか。

では、私から1点確認してもいいでしょうか。理事会での協議が非常に多くなってきているなというふうに感じているんですけども。特に、この3番の議員定数の在り方と6番の基本条例の検証については、DXの特別委員会のほうがあるんですけども、本来的にはそっちのほうで議論をしていただかないと、正直理事会といたしましても、場当たりの急なトラブル対応もみんなですなければいけないときもありますので、そういうところにつきましてもどういうふうに考えているのか、1点確認をお願いします。

山田理事 まさに脇坂理事が言ったとおりで、私もそう思っていて、この理事会というのは交渉会派が集まっている会議体で、やはりこういったことについては少数会派からもしっかりと意見を抽出する必要もあると思いますので、何かしら考えていくに当たっては委員会とかそういう特別委員会みたいなものも含めて検討していく必要があるのかなというふうには考えます。特に、理事会だけでやっていると本当になかなか我々としても話合いがし切れないという部分もあると思うので、脇坂理事の話には納得するところがあります。

川原口理事 私も長く議会改革特別委員会に携わった人間なので、今回DXの後にあえて議会改革という名称を残したというのは、まさにこのための、こういうときのためのことだと思っていますので、そういうふうにしていったほうがいいと思います。

脇坂理事 ほかに何かございますでしょうか。——では、改めてまた整理をした上で、理事会の場でも協議もしますし、ほかの場での協議も検討していただきたいというふうに思っております。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

山田理事 すみません、1点だけなんですけれども、田中ゆうたろう議員のSNSで、区役所の介護保険課を撮影しているものがアップされているんですね。職員そのものを取っていて、顔は隠すようにモザイクをかけられているんですけども、庁内管理規則の関係上も、ああいった盗撮みたいな形で、それがSNSに議員がアップし続けるという

のは非常にまずいことではないかなというふうに考えていまして。役所からは本人に対して削除を求めているようなんですけれども、今の時点では削除されていないということで、何らかの対応を検討する必要があるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

脇坂理事 この件につきましては何かございますでしょうか。

事務局次長 その件につきましては規則が定まっておりますので、経理課長のほうが担当しているんですけれども、そこから相談がありまして、こちらのほうからこういう規則に基づいて、写真を撮る場合は事前に許可が要るとか、そういうふうな規則が定まっているということを経理課長から説明させていただきというふうな形で、私のほうからちょっと議員のほうには連絡させていただいて、経理課長と直接御本人がお話をする機会を持っているような状況でございます。その後については、まだ御報告はいただけないような状況でございます。

脇坂理事 この件について何かございますか。——では、またちょっと状況を確認していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時54分 閉会)